

## 上三川町教育研究所 教育相談事業

町教育研究所では、児童生徒の健全育成を図るため、教育研究所教育相談員を配置し取り組んでおります。相談員による相談を実施しておりますのでお知らせします。また、相談を希望される場合は、下記のとおりお申込みください。

### ◆教育相談事業とは（趣旨・目的）

児童生徒や保護者の皆さまが悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることができ、児童生徒や保護者が心のゆとりを持てるような環境をつくることを目的として実施します。

### ◆どなたでも自由に相談を受けられます

児童生徒や小・中学生の保護者、どなたでも相談員の適切な助言が得られるようになっています。

### ◆相談の申込みは簡単です

教育相談を受けたい人は、次の方法で申込みをしてください。

●まず上三川町教育研究所に電話でご連絡ください。

※ご相談内容に応じて、後日教育相談員がお話を伺います。

●直接教育相談員と電話あるいは来所相談をお受けになりたい場合

教育相談員は、原則として毎週水曜日の午後におりますので、ご連絡ください。

▼連絡先＝☎569155

### ◆申し込む際には

教育相談の効果を上げるためには、あらかじめ教育相談員の先生に相談内容を知らせておくことが大切です。内容が決まっている場合には、申込みの際にお知らせください。

### <主な相談内容>

- いじめについて
- 不登校について
- 問題行動について
- その他

### ▼問い合わせ先＝

町教育研究所（教育総務課内）  
☎569155

## 児童手当制度が改正されました

### 〔支給対象年齢の拡大・所得制限の引き上げ〕

#### ◎拡大の内容

支給対象年齢を、小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大し、所得制限限度額も引き上げられました。

また、9月30日までに認定請求することにより、4月分までさかのぼって支給されます。

ただし、改正前の所得制限限度額内の人は、申請した日の翌月分から支給となります。

#### ▼申請が必要な人

小学校5・6年生を（平成6年4月2日〜平成8年4月1日生まれ）養育している人

受給していない人は認定請求書、受給中の人は額改定認定請求書の提出が必要です。

所得制限等により受給していない人  
認定請求書の提出が必要となります。

#### ▼支給額

第1子・第2子 5,000円  
第3子 11,000円

#### ▼添付書類等

○認定請求書の場合

・健康保険証のコピー（国民年金加入者は保険証の提示のみ）

※被保険者（養育者）の氏名、生年月日が確認できる部分のコピーが必

要です。

・印かん

・受給者本人名義の銀行口座

・児童手当所得証明書

平成18年1月2日以降に転入した人は、平成18年度分と平成17年度分が必要です。

平成17年1月2日から平成17年12月31日の間に転入した人は、平成17年度分が必要です。

※平成18年度分は、平成18年1月1日に住民登録をしていた市役所、町村役場で、平成17年度分は、平成17年1月1日に住民登録をしていた市役所、町村役場で交付してもらってください。

○額改定認定請求書の場合

・印かん

▼問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係  
☎9130